

不祥事の再発防止に向けた取り組み

令和3年7月15日

福井県大野市

1 はじめに

大野市では、令和2年11月19日に元職員が市内の建設業者から現金を受け取った収賄の疑いにより逮捕される事件が発生し、逮捕された元職員は12月9日に収賄罪で起訴され、令和3年2月18日に有罪判決が下りました。

令和元年度にも職員による横領等の不祥事があり、市民から失った信用と信頼を回復していくため、全庁を挙げて服務規律の確保等に努めてきたところでしたが、今回の事件を受け、これまで積み上げてきた市民からの信頼は著しく失墜しました。

職員の不祥事が続いた事態を重く受け止め、大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会を設置し、令和3年2月10日から4回にわたり第三者の専門的な立場から公正で適正な審議を経て、報告書を提出いただきました。

報告書で指摘や提言いただいた内容を踏まえた防止策を加え、この度、「不祥事の再発防止に向けた取り組み」を策定いたしました。

今後は、市民の皆様からの信頼回復と二度と不祥事を生じさせない組織づくりのために、市役所が一丸となって再発防止策を実行し、改善に努めてまいります。

2 再発防止に向けた取り組み

これまで進めてきた再発防止の取り組みに、第三者委員会の報告を受けた修正を加え、不祥事を生じさせない組織づくりに向けた取り組みを進めることとする。

◆ 組織・人事体制に関すること

○ 大野市職員倫理規程の改正と周知について（令和3年7月改正）

時代に即した内容とするため、大野市職員倫理規程を全面的に改正するとともに、新たに手引きを作成し、事業者等と接する際のルールを明確化する。

改正に当たっては、第三者委員会からは、「市民の目による抑止力を働かせるための会食の届け出」や「倫理規程が職員全員に浸透すること」、「禁止事項を広く市民や事業者にも周知することにより、市民にも協力をしてもらうこと」、「不正行為の要因となる「機会」をなくすこと」のほか、「倫理規程の内容は継続的に点検することが重要」などの意見をいただいていることを踏まえ、次の通り取り組むこととする。

① 職員倫理規程を時代に即したものとするため、次のような改正を行う。その内容については、継続的に見直しの必要性を点検する。

（倫理規程改正のポイント）

- ・ 職員が遵守すべき倫理行動基準のほか、市長・副市長・教育長の倫理行動基準などを新たに規定する。
- ・ 職員が他の官公庁等の職員と接触する場合において、職務上の必要性に留意し、市民の疑惑又は不信を招くような行為を禁止する規定を追加する。
- ・ 供応接待の禁止や利益の供与を受けること等、禁止事項を明確にする。
- ・ 市民の目による抑止力が働くように、利害関係者と飲食をする場合においては、自己負担をして行う場合であっても、その費用が高額な場合は、届け出が必要とする。また、この届出等の情報については、ホームページなどで定期的に公表する規定を追加する。
- ・ 利害関係者以外の者であっても、繰り返しの供応接待を受けるなどの、社会通念上相当と認められない行為を禁止する規定を追加する。
- ・ 職員が倫理規程に反する行為を行った疑いがあることを知りながら、黙認、隠ぺいすることを禁止する規定を追加する。

- ② 職員倫理規程を分かり易く説明するため、新たに手引書を作成し、職員研修を通して全職員に徹底する。
- ③ 広く市民や事業者への周知を図るため、倫理規程における禁止規定などを明確化し、市ホームページに掲載するほか、事業者へ広報する。
- ④ 職員の地域貢献活動への参加を促進する上で支障が出ないように、職員が地域貢献活動に関わる場合の基準等を整備する。

○ 職員研修の定期的な開催

職員へ倫理意識を浸透させるため、職員倫理研修、コンプライアンス研修などを定期的実施する。

第三者委員会からは、不正行為を「正当化」する考えを徹底的に排除するため、「不正行為を行った場合にどういった処分になるのか」、「具体的事例を用いた研修を実施すること」や「全員が受講できる工夫をすること」などの意見をいただいていることを踏まえ、次の通り取り組むこととする。

- ① 全職員に徹底するため、職員倫理規程や手引書をもとに、職員研修を実施する。
- ② 実践的に理解が深まる職員研修を実施するため、懲戒処分の指針や様々な事例を用いた職員研修を実施する。
- ③ 全職員の受講を徹底するため、開催回数や、オンラインを活用した開催など、実施方法等を工夫するとともに受講確認を確実にを行う。

○ 組織体制の強化

長期にわたり異動がなかったことや、役割が集中していたことが、今回の不正の背景にあることから、特定の職員が長く同じ業務に携わることによるリスクをなくするための人事異動サイクルの改善や、職員を指導・育成する組織体制を強化するための組織の見直しを定期的実施する。

第三者委員会からは、不正行為の要因となる「動機」を無くすため、「悪いことを悪いといえる職場環境や些細なことでも相談しやすい仕組み」など、風通しの良い職場づくりや、「私生活での困りごとなどを支援・助言できる仕組み」などの意見をいただいている。このことを踏まえ、次の通り取り組むこととする。

- ① 担当業務が長期にわたることが無いよう、職場内での担当替えや人事異動サイクルの改善を行う。

- ② 各職務において、業務を通して部下を指導・育成する組織体制を強化するために、中堅職員以上を対象とした研修を実施する。
- ③ 風通しの良い職場づくりを構築するため、朝礼や終礼の実施、あいさつの励行、スピーチの実施などにより、職員同士のコミュニケーションの向上を図る。
- ④ 問題に苦慮している職員を把握した際には、解決の支援や助言ができる外部の機関を紹介する。
- ⑤ 不祥事の発生予防に活かすため、セキュリティ問題や情報漏洩など、新たな不正事例の情報を収集し、研修を実施する。
- ⑥ 職員が時代の変化に対応し、過去の慣例や経験のみで判断・行動することのないよう、具体事例を取り入れた研修を実施する。

◆ 業務システムに関すること

○ 電子入札の導入（令和3年度準備、令和4年度導入）

電子入札システムは、インターネットを用いて、公告、入札、開札、結果の公表を行うもので、入札関連業務の効率化や入札参加業者の事務量の削減だけでなく、入札談合などの不正防止対策につながるものである。

電子入札システム（福井県電子調達共同利用市町個別システム）による電子入札を令和4年度から運用が開始できるよう、導入準備を進める。

○ チェック体制の強化（令和3年4月実施済）

入札・契約事務におけるチェック体制を強化するため、業者との協議記録を多くの職員が確認できる仕組みとするほか、設計図書などの秘密情報の管理を徹底するため、次の通り取り組むこととする。

- ① 工事に関する協議等について、設計変更は指示書（工事打合せ簿）により行うことを徹底する。
- ② 工事打合せ簿等は、監督職員のほか複数の職員が確認する仕組みとするほか、設計変更協議には、グループリーダーやサブリーダーが参加する仕組みとする。
- ③ 設計図書に関する情報が漏洩しないように、積算システムの運用の変更のほか、関係書類は厳重に保管する。

○ 事務決裁規程の改正（令和３年４月改正済）

工事や工事に係る業務委託に関し、変更契約時のチェックをより厳格に行うため、変更契約を行う場合の決裁区分において、次の通り改正する。

従前、「変更額が変更前の額の２割以下の場合は主管課長決裁」であったものを、「変更前の支出負担行為事前承認の専決区分」とし、軽微な変更であっても厳格にチェックするよう決裁区分を改正する。

○ 公共工事の入札及び契約に関する事項の公表について（平成１２年から随時改正）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、現在実施している発注予定の公表や設計金額の事前公表、最低制限基本価格の事前公表のほか、入札結果の公表などについては、継続して実施するとともに、国や他地方自治体の動向を常に把握し、必要に応じ改正していく。

参考資料：第三者委員会 報告書